

大和市告示第40号

大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月17日

大和市長 大 木 哲

大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱（平成22年大和市告示第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「県基金要綱」という。）」の次に「、神奈川県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（平成28年2月25日施行。以下「県事業要綱」という。）」を加える。

第2条に次の1号を加える。

(3) 次条第4号の補助事業 大和市認可外保育施設運営支援事業補助金交付要綱（平成25年大和市告示第211号）第2条に規定する補助対象施設を運営する者

第3条に次の1号を加える。

(4) 認可化移行移転費等支援事業 認可外保育施設の移転に必要な移転費及び仮設設置費

第4条第1項に次の1号を加える。

(4) 前条第4号に掲げる事業に係る費用 県事業要綱に基づき算出した補助基準額

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に改正前の大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱に基づきなされた申請、決定その他の手続は、新要綱に基づきなされた申請、決定その他の手続とみなす。